

昭和46年度の生活保護

今月は第27次基準改定をはじめとする昭和四十六年度の生活保護の特集し
た。今回の改定で標準四人世帯最低生活水準は一級地で四八、三六一円とな
り、実施要領では、要保護ケースの処遇充実が重点がおかれている。

第27次基準改定

生活内容の変化に即応

審議会の中間報告にそう

生活保護基準は、国が保障する最
低限度の生活の水準を示すものであ
るが、その程度、内容については、
生活保護法に「健康で文化的な生活
水準を維持することができると認め
なければならぬ」と(第三条)、「最
低限度の生活の需要を満たすに十分
なものであつて、且つ、これをこえ
ないものでなければならぬ」と(第
八条)と抽象的に規定されているだ
けで、具体的な基準については、厚
生大臣が定めることとしている。こ
れは、最低生活水準といえども非弾
力的、固定的なものではなく、国民
の生活水準、社会的意識等の変化に
伴って変動する相対的なものである。

り、とくに社会構造や国民生活の急
激な変動過程においては、これを一
義的な概念で設定することは適切で
はなく、たゞざる国民生活の変化に
即応して改定を行なうことが必要と
されるからである。

昭和二十一年三月に第一回の保護
基準が設定されて以来、二十七年に
わたり改定が行なわれていたが、そ
の間、生活扶助基準の算定方式がマ
トリケット・バスケット方式からエン
ゲル方式へ、さらに格差縮小方式へ
と変遷してきたのも、最低生活水準
を国民の生活水準の向上にみあつて
いかに合理的に設定するか、その方
向の善の結果である。

近年の国民生活の動向をみると、
生活水準は各階層を通じて急速に上
昇してきたが、とくに低所得階層に
おける著しい上昇によって所得階層
間の格差は縮小しつつあり、また支
出の中心が食費から雑費に移り、家
具什器費支出が増大し、各種の耐久
消費財が広く普及するなど生活内容
も大きく変化している。さらに生活
構造においても、従来のコミュニティ
イイは崩壊し、生活の基礎単位であ
る世帯も大家族から核家族へと分解
してきている。

このような国民生活の変動は、生
活保護の対象層にも大きな影響を及
ぼしている。稼働能力のある者は保
護階層から脱却し、高齢者、傷病障
害者等稼働を通じて自らの生活向上
をはかることが困難である階層が最
下層にとり残され、またこれらの階
層は私的扶養に期待することもむず
かしくなっている。被保護階層の最
近の動向からみれば、著な変化

46

一般世帯の一人

会よりこれまでの審議の結果につい
て中間的な報告がなされている。
(本誌一月号に全文掲載)。この報
告では、①保護基準については、一
般国民の生活水準との格差縮小を基
調として引上げを行なうべきである
が、とくに最近、低所得階層の生活
水準の向上が著しいことにかんがみ
一層大幅な改善を要すること、②被
保護階層の大半を占めるに至った老
齢者、身障者等については、経済活
動に参加できぬまま長期保護受給
を余儀なくされるものであり、その
処遇については特段の配慮を要する
こと、と述べられている。

昭和四十六年度の保護基準の改定
に際しては、この中間報告の趣旨に
そい、高齢者の生活扶助基準につ
いては、一般の引上げ率を上回る改善
を行なうこと、重度の障害者を介護
する家族に対して新たに介護料を支
給することなど、生活保護の新たな
方向を示唆する改善が行なわれた。
以下、昭和四十六年度の保護基準
の改定状況について概要を説明する
こととする。

生活扶助基準

生活扶助基準については、政府の
経済見通し等に基づいて昭和四十六
年度における国民生活の向上の度合
を勘案し、一般世帯と被保護世帯と

生活扶助基準一四％引上げの背景
として、最近における一般国民の生
活動向をみると、総理府家計調査に
よる人口五人以上の都市・勤労者世
帯の一人当たり消費支出は、昭和四
十二年度から昭和四十四年度までの
三年間で平均年率一・一四％の伸び
を示しており、昭和四十四年度は二・
一％の増加となっている。昭和三
十九年度から昭和四十一年度までの
三年間平均では九・七％であるから、
最近の消費水準の上昇が著しい
ことがうかがえる。

一方、消費者物価の動向をみる
と、昭和四十二年度から昭和四十四
年度までの年平均上昇率は五・二％
となっており、昭和四十年頃や落
ちついてきたとみられた消費者物価
の上昇が、最近また高騰のきざしを
みせている。消費者物価の上昇の度
合を消費構造の相違を加味して所得
階層別にみると、総体的には各階層
を通じてほぼ同程度の影響を与えて
いるが、高所得階層ではサービス料
金の値上がり等による雑費の上昇が
強く影響しているのに対し、低所得
階層では食料費等生活必需品の上昇
の影響が大きく、生活費の幅が小さ
いこともあり家計に対する圧迫感
は低所得階層ほど著しいと考えられ

る。このような最近の国民生活の動向
を考慮しつつ昭和四十六年度におけ
るこれらの動向をみると、昨年暮
表された政府の経済見通しによれ
ば、昭和四十六年度の経済の動向
は、昭和四十五年度後半からの景気
鎮静のあとをうけ、年度間を通じて
ゆるやかな成長過程をたどり、国民
総生産の成長率は昭和四十五年度を
若干下回ると見込まれているが、個
人消費支出は引き続き堅調に推移
し、対前年度比一五・八％増と、昭
和四十五年度の当初見通し一五・九
％とほぼ同程度増加すると見込まれ
ている。また、消費者物価は、最近
の動向からみてその騰勢は引き続き
根強いものと考えられ、五・五％の
上昇が見込まれている。

昭和四十六年度の生活扶助基準の
実質改善率は、消費者物価の上昇が
五・五％と見込まれているので八・
一％となる。(昭和四十六年度生活
扶助基準引上げ率一四・〇％と昭和四
十六年度消費者物価上昇率五・五％
と昭和四十六年度生活扶助基準実質
改善率八・一％)
ちなみに、昭和四十二年度から昭

生活と福祉

第181号

社会保障と憲法……………坂奇俊雄……………(1)

■特集

昭和46年度の生活保護……………(2)

第27次基準改定……………(2)

実施要領の改正……………(8)

医療扶助運営要領……………(17)

生活保護監査方針……………(21)

絶歩に学ぶ……………(16)
隔退専門職
水脈

カット……………渡辺千代樹

和四十四年度までにおける人口五万
以上都市勤労者世帯の消費支出の実
質伸び率は年平均五・九％であり、
これからみても相当の改善がなされ
たといえる。

生活扶助基準が一四％引き上げら
れた結果、一級地における標準四人
世帯（三五歳男、三〇歳女、九歳
男、四歳女）の生活扶助基準は、昭
和四十五年度の三三・七円から三
八・九一六円に、月額四七・九円の増
額となった。

生活扶助基準の昭和三十五年度以
降における改定の状況は表1のとおり
であるが、その結果、被保護世帯
の消費水準は、昭和三十五年度に比
べて昭和四十四年度には三・三倍と
なっている。これに対して一般勤労
者世帯の消費水準は三・四倍にすぎ
ず、一般勤労者世帯と被保護世帯の
消費水準の格差は、昭和三十五年度
において三八・〇％であったものが
昭和四十四年度には五二・九％とな
り、格差はかなり縮小されている。

（表2）
また、生活水準の程度を表わす一
つの指標であるエンゲル係数につい
ては、現在の基準算定方式は、格差
縮小方式を用い、生活費総体として
一般国民の生活水準向上に対応して
改定を行なっているものであり、基
準算定上、エンゲル係数は使用して

化していることなどあって、精神
病院患者の日常生活需要が増大し
ていることを考慮し、三三・五円か
ら四四・八〇円に大幅に引き上げら
れた。

また、入院患者日用品費の冬季加
算については、I区及びII区の場合
五八〇円から六七五円に、III区及び
IV区の場合三三・五円から四一〇円に
引き上げられたほか、従来冬季加算
が算定されていなかったV区及びVI
区の場合においても、冬季における
生活需要の増大を考慮し、昭和四十
六年度から新たに二〇五円の冬季加
算が算定されることとなった。

一時扶助については、出産時や常
時失禁患者に対するおむつ代が二五
〇〇円以内から五〇〇円以内になり
引き上げられたほか、入院患者等に
対する寝巻類の費用などについても改
善が行なわれた。

表3 生活扶助基準引上率及び被保
護世帯エンゲル係数の年次推移

年度	生活扶助基準引上率	被保護世帯エンゲル係数
昭和41年度	13.5%	50.1%
42	13.5	49.5
43	13.0	49.2
44	13.0	49.7
45	14.0	—
46	14.0	—

資料、被保護者生活実態調査（東京）

いないが、被保護世帯の実態消費支
出におけるエンゲル係数は、表3の
とおりであり、昭和四十四年度には
四九・七％と前年度に比べて若干上
昇しているが、概ね低下の傾向にあ
り、昭和四十五年度、四十六年度の
一四％引き上げによってさらに低下す
るものと思われる。

なお、低所得階層（人口五万以上
の都市、勤労者世帯、第一・十分位
階層）のエンゲル係数は、昭和四十
四年度において四〇・六％である。

生活扶助基準の一般的な改定の状
況は以上のとおりであるが、今回の
改定に際しては、とくに高齢者、重
度障害者に対する配慮が行なわれ
た。すなわち高齢者に関しては、六
五歳以上のものの生活扶助基準が一
般の引上率を上回る一七％程度改
善され、また重度障害者に関しては
は、食事、排便等日常生活のすべて
について介護が必要である重度の障
害者を家族が介護している場合に
は、新たに家族介護料三二〇〇円が
支給されることとなった。

これは前述した生活保護専門分科
会の中間報告の趣旨にそったもので
あるが、高齢者については、社会一
般の生活構造の変動に伴い高齢者の
生活環境がしだいに変化し、たとえ
ば従来は世帯の一員として扶養され
てきたものが生活需要は比較

このほか、妊産婦加算、在宅患者
加算についてもそれぞれ所要の改善
が行なわれた。

教育扶助基準

義務教育課程における教育費は、
社会的強制的経費といわれている
が、そのための父兄の負担する費用
は、教育に対する関心の高まり、教
科外活動の活発化、教科課程の改
定、教材費の値上がり等によって年
増加している。

このため、昭和四十六年度の教育
扶助基準の改定に際しては、これら
学校教育費支出の増加に対応させる
とともに、一般家庭の児童、生徒の
教育との均衡を考慮して、従前に比
べ大幅に引き上げられた。

教育扶助基準のうち、ノート、鉛
筆等の学用品費については、文部省
が就学奨励法により支給する学用品
費の額にみあって改定され、そのほ
かの教科外活動費、通学用品費等に
ついては、父兄の教育費負担の実態
に基づいて改定されている。昭和四
十六年度の改定率は、各学年によっ
て異なるが、最低一・三・五％、最近
一・六・七％となっている。

その結果、小学校三年生の場合、
昭和四十五年度においては四三〇円
であったものが昭和四十六年度には
四九〇円に、中学校一年生（男）の

表1 生活扶助基準額の年次推移（標準4人世帯）
（1級地）

年度	実施年月日	基準額 円	対前年比 %	指数
第16次	35.4.1	8,914	—	100.0
第17次	36.4.1	10,344	116.0	116.0
第18次	36.10.1	10,862	—	—
第19次	37.4.1	12,213	118.0	137.0
第20次	37.12.1	12,460	—	—
第21次	38.4.1	14,289	117.0	160.3
第22次	39.4.1	16,147	113.0	181.1
第23次	40.1.1	16,446	—	—
第24次	40.4.1	18,548	112.0	204.2
第25次	41.1.1	20,662	113.5	231.8
第26次	41.4.1	23,451	113.5	263.1
第27次	42.4.1	24,095	—	—
第28次	42.10.1	26,500	113.0	297.3
第29次	43.4.1	26,910	—	—
第30次	44.4.1	29,945	113.0	335.9
第31次	45.4.1	34,137	114.0	383.0
第32次	46.4.1	38,916	114.0	436.6

（注）1. 第21次の（ ）内は、前年度との比較上、乳幼児加算分120円を除いている。
2. 標準4人世帯の構成は、35歳（男）、30歳（女）、9歳（男）、4歳（女）である。

的少なくてすんでいたといえるが、
近年においては、老人のみで生活す
ることが余儀なくされており、必然
的に世帯外における生活が重要とな
ってきている。これは老人世帯の交
際費等の増大傾向をみても明らかで
あるが、このような傾向のなかにあ
って、従来のような基準では、生活
の弾力性が小さく、またとなく孤立
的になり社会的に疎外感を生じやす
い被保護高齢者階層がますます絶望
感をいだくことになりかねない。

また、重度の身体障害者について
は、これらの者が居宅において臥床
している場合、安定した生活を営ま
せるための家族の負担が大き

場合、昭和四十五年度においては
一八五円であったものが二三四五円
となった。

住宅扶助基準

また、災害が支給される教材代の
範囲を拡大し、正規の教材として使
用する格技用具、スキー用具の購入
に必要な費用についても実費を支給
することとされた。

出産扶助基準

出産扶助基準のうち居宅において
分べんした場合の基準額は八〇〇〇
円以内であり、特別基準は設定され
ていなかったが、最近における居宅
分べん費用の支出の実態を考慮し、
昭和四十六年度から新たに特別基準
を設定し、一四〇〇〇円の範囲内で
必要な額を支給することとされ
た。

葬祭扶助基準

葬祭扶助基準については、自動車

とくに被保護家庭においては食事の
世話、衣類の洗濯・補修、身の回り
の世話などの介護を最低生活費の枠
の中でやりくりする必要があるから、家族
の経済的労苦は一層著しいものがある。
以上のような事情を考慮し、今回
高齢者、重度障害者の需要に対応
し、基準面での改善が図られたもの
である。

次に、入院患者日用品費のうち、
一般病入院患者の日用品費について
は、昭和四十五年度の四二・五円か
ら昭和四十六年度には四九・七五円に
引き上げられ、精神病入院患者の日用
品費については、近年、病棟が開放

表2 一般勤労者世帯と被保護労働者世帯との消費水準の格差（東京都）

年度	一般勤労者世帯		被保護労働者世帯		格差率 B/A×100
	実額A	指数	実額B	指数	
昭和35年度	9,039円	100.0	3,437円	100.0	38.0%
36	10,295	113.9	4,275	124.4	41.5
37	11,203	123.9	4,984	145.0	44.5
38	13,291	147.0	5,883	171.2	44.3
39	13,870	153.4	6,528	189.9	47.1
40	14,636	161.9	7,351	213.9	50.2
41	16,006	177.1	8,277	240.8	51.7
42	18,017	199.3	9,360	272.3	52.0
43	19,376	214.4	10,202	296.8	52.7
44	21,731	240.4	11,487	334.2	52.9

資料：家庭調査（総理府）、被保護者生活実態調査（厚生省）

の料金その他遺体の運搬に要する費
用の支給限度額が二〇〇〇円から四
〇〇〇円に引き上げられた。

勤労控除

勤労者には、勤労に伴って特別な
需要があり、また自立につながる勤
労意欲を助長することも必要である
ため需要の性格、形態等に対応して
各種の勤労控除制度が設けられてい

表5 生活保護基準の改定(1級地)

	第26次改定 (45年4月1日)	第27次改定 (46年4月1日)	摘 要
1. 生活扶助基準 (基準生活費)	円	円	
(1) 居宅(1類+2類)	(標準4人世帯) 34,137	33,137	(級地別)(生活扶助基準額)
(2) 期末一時扶助費	12月1人当たり (45年12月)(居宅) 2,630 (45年12月)(収容) 945	2,630 945	1級地 33,916円 2 " 35,414 3 " 31,911 4 " 28,409
(収容保護基準)			なお、65歳以上の者につ
(1) 救護施設	11,000	12,540	いては一般引上げ率を上回
(2) 更生施設	11,655	13,285	る改善
(加算等)			
(1) 妊産婦加算	(妊娠6か月未満) 1,855 " 以上 2,780 産 " 1,715	2,090 3,135 1,935	
(2) 母子加算	2,480	2,600	
(3) 障害者加算	3,110	3,200	◇重度障害者家族介護料
(4) 精薄児養護加算	2,100	2,600	3,200円支給
(5) 老齢加算	1,800	2,000	
(6) 在宅患者加算	2,680	3,025	
(7) 放射線障害者加算	5,000	5,000	
(8) 人工栄養費	3,290	3,290	
(9) 入院患者日用品費	一般病 4,295 精神病 3,435	4,975 4,480	◇地区別冬期加算5・6区も
(10) 一時扶助(布団類)	7,000円以内	7,000円以内	支給
(11) 入学準備金	小学校入学時 5,500円以内 中学校入学時 5,000円以内	5,500円以内 5,000円以内	
2. 教育扶助基準			
小学3年	学用品費等 430	490	◇このほか学校給食費、通
中学1年(男)	" 1,185	1,345	学のための交通費等の実
3. 住宅扶助基準			費が支給
家賃間代等	2,800円以内	2,800円以内	◇住宅事情により第2種公
家具補修維持費	(年額) 10,000円以内	30,000円以内	営住宅家賃の最高額を標
4. 医療扶助基準	国保の診療方針、診療報酬に	同左	準とした額に1.3を乗じ
5. 出産扶助基準	準ずる。		た額の特別基準を設定
6. 生業扶助基準	1件(居宅) 8,000円以内 1件(施設(特基))20,000円以内	8,000円以内 20,000円以内	◇他に、衛生材料費1200円
(1) 生業費	30,000円以内	30,000円以内	以内支給
(2) 技能修得費	15,000円以内	15,000円以内	なお、居宅分娩の特別基
(3) 就職支度費	15,000円以内	15,000円以内	準として14,000円以内
7. 葬祭扶助基準	(大人) 9,600円以内 (小人) 7,680円以内	9,600円以内 7,680円以内	◇霊柩自動車料金限度額
(勤務に伴う必要経費)			4,000円以内
(1) 業種別基礎控除			
(1)の職種(内職)	3,980	4,545	
(2)の職種(日雇)	5,405	6,155	
(3)の職種(土工)	6,835	7,825	
(2) 基礎控除合算額	(最高額(3)の職種) 8,605	9,390	◇収入金額別区分
(業種別基礎控除に収			500円を1,000円階級と
入金額別基礎控除額			する。
(を合算した場合)			
(3) 特別控除	28,000円以内	31,900円以内	
(4) 新規就労控除	2,000	2,000	
(5) 未成年者控除	2,000	2,000	
(6) 不安定就労控除	2,000	2,000	
(7) 実費控除	実費	実費	
(社会保険料組合費通勤費等)			

(注) ・印は今回改正しなかった基準額である。

るが、昭和四十六年度において、業種別基礎控除、収入金額別基礎控除および特別控除が改定された。

業種別基礎控除については、昭和四十六年度の生活扶助基準の改定に、業種別基礎控除、収入金額別基礎控除および特別控除が改定された。

また、収入金額別基礎控除についても所要の改善が行なわれたが、業種別基礎控除と収入金額別基礎控除を合算した基礎控除額については、低所得階層の生活水準との均衡を考慮して職種別に最高限度額を設けており、この最高限度額が、土工、道路工夫等の(3)の職種(一・二級地)の場合八六〇五円から九三九〇円に(2)の職種の場合八一〇円から八九二五円にそれぞれ引き上げられた。

最低生活保障水準

昭和四十六年度における生活保護基準の改定の内容は、以上のとおりであるが、被保護世帯が実際に保障される最低生活水準は、被保護者の年齢、性、世帯構成、所在地等によって異なるので、いくつかの世帯を想定してその世帯毎に経常的な需要についての最低生活保障水準を示すと表4のとおりである。

まず、標準四人世帯の場合の最低生活水準は、一級地で四八三六円となっている。この標準四人世帯という世帯構成は、必ずしも現在の被保護世帯の実態を代表するものではないが、生活保護制度によって保障される生活水準が一般国民の生活水準と比べてどの程度のものであるかを端的に示すとともに、他の社会保障制度等の改定、実施に際して一つの目安として基本的な指標とされている。

また、老人二人世帯および老人一人世帯の場合の最低生活保障水準(一級地)は、それぞれ二二七二〇円、一一三五五円となっているが、年齢が七〇歳以上の場合には、二〇〇〇円の老齢加算が上積みされる。この最低生活水準は、一般的な基準等のみを合算したものであり、これに住宅扶助基準の特別基準(東京都の場合、最高限度額一三二〇〇円)、学校給食費、通学のための交通費および教材代の実費、収入金額別基礎控除、通勤のための交通費、社会保険料および労働組合費等の実費控除を含めると最低生活保障水準はさらに高くなる。

(保護課)

表4 最低生活保障水準の具体的事例

	4 人 世 帯				母 子 3 人 世 帯				老 人 2 人 世 帯				老 人 1 人 世 帯			
	35才男(日雇) 9才男(小3) 30才女(無職) 4才女		30才女(無職) 4才女 9才男(小3)		68才男(無職) 65才女(・)		65才女(無職)									
	45 年 度		46 年 度		45 年 度		46 年 度		45 年 度		46 年 度		45 年 度		46 年 度	
	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地
生 活 扶 助	34,137	24,921	33,916	28,411	25,349	18,501	28,886	21,087	19,371	14,140	22,710	16,578	11,355	8,287	13,250	9,670
加 算 (別掲)					(母子加算) 2,880	(母子加算) 2,880	(母子加算) 3,000	(母子加算) 3,000								
業種別基礎控除	5,405	4,830	6,155	5,505												
計	39,542	29,751	45,071	33,916	28,229	21,301	31,886	24,087	19,371	14,140	22,710	16,578	11,355	8,287	13,250	9,670
1人当たり	9,886	7,438	11,268	8,479	9,410	7,100	10,629	8,029	9,686	7,070	11,355	8,289	11,355	8,287	13,250	9,670
教 育 扶 助	430	430	490	490	430	430	490	490								
住 宅 扶 助	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300
合 計	42,772	31,481	48,361	35,706	31,459	23,031	35,176	25,877	22,171	15,440	25,510	17,878	14,155	9,587	16,050	10,970
1人当たり	10,693	7,870	12,090	8,927	10,486	7,677	11,725	8,626	11,086	7,720	12,755	8,939	14,155	9,587	16,050	10,970

(注) このほか、学校給食費、通学のための交通費等の実費が支給され、社会保険料、労働組合費、通勤費等の実績が控除される場合がある。

実施要領の改正

処遇充実に最重点

重度障害者家族介護料など



昭和四十六年度の保護の実施要領の一部改正は、四月一日に施行され、同日から適用されることとなったが、この改正にあたり、念頭においた改正の方向は、被保護世帯の処遇充実、自立助長、事務合理化及び権限委譲の四点である。

特に実施要領の改正にあたって留意した点は、社会的弱者または要介護世帯に対する処遇の充実という点である。これは、稼働者がいる世帯が減少し、老人、母子、障害者、傷病者世帯が著しく増加するとともに医療扶助人員の増大に伴う被保護階層の質的变化に着目したのである。

まず、被保護世帯の処遇の充実の改善について述べるが、先にも述べたように特に重点を置いて改善した事項は、要介護世帯に対する処遇の充実についてである。具体的にいうと、入院患者についての夫婦間の世帯分離の要件の緩和、老人世帯等に対する電話の保有の容認、重度障害者家族介護料の創設、貸おむつ代等の支給及びおむつ代の増額などである。

また、被保護世帯の処遇の充実の改善について述べるが、先にも述べたように特に重点を置いて改善した事項は、要介護世帯に対する処遇の充実についてである。具体的にいうと、入院患者についての夫婦間の世帯分離の要件の緩和、老人世帯等に対する電話の保有の容認、重度障害者家族介護料の創設、貸おむつ代等の支給及びおむつ代の増額などである。

また、被保護世帯の処遇の充実の改善について述べるが、先にも述べたように特に重点を置いて改善した事項は、要介護世帯に対する処遇の充実についてである。具体的にいうと、入院患者についての夫婦間の世帯分離の要件の緩和、老人世帯等に対する電話の保有の容認、重度障害者家族介護料の創設、貸おむつ代等の支給及びおむつ代の増額などである。

る。

児童に対する処遇の充実の改善としては、精神薄弱児通園施設入所見込に対する入学準備金の支給、格技用具・スキー用具の実費支給などがあり、その他の処遇の充実としては、知人が代理する場合の移送費の支給、居宅分譲基準についての特別基準の設定及び葬祭扶助基準における死体運搬料の実費限度額の増額がある。

被保護世帯の自立助長策としては、自立更生のための修学費については必要最少限度の額を認定する取扱いを認めるとともに原動機付自転車購入費を必要経費として認定する取扱いを認めることとしたことなどがあげられる。

また、事務合理化としては、相対的扶養義務者に関する調査範囲の縮小、薪炭の自給認定の廃止及び野菜・魚介の自給分についての金銭換算などがあり、権限委譲としては、住宅扶助における敷金の特別基準設定を福祉事務所に委譲することとも

に家賃補修費等住宅維持費の限度額のうち三〇、〇〇〇円までは、一般基準として福祉事務所において認定することができるとしたことなどがあげられる。

昭和四十六年度の主だった改正事項は、以上のとおりであるが、これらの改正事項は、先に述べた個々の改正方向のみに基づいて行なわれたものではなく、諸々の要請を総合的に考慮しながら行なわれたものである。

次に改正点の概要について述べるが、実施要領中表現の整理にとどまる事項については説明を省略した。

世帯の認定

長期入院（入所）患者についての夫婦間の世帯分離要件である入院（入所）見込み期間について、精神病患者にあっては「五年以上」、長期入院患者または救護施設の入所者にあつては「三年以上」要するとする従前の取扱いを、それぞれ、「長期間」にわたり入院（入所）を要するに改めることとしたこと。（局第1の2の(4)のイ及びウ）

（解説）

従来、入院（入所）見込み期間についての医師等の証明が困難であつた点を今回改めたものである。「長期間にわたり入院（入所）」を要す

る」の判断は、医師、施設長の意見等によって行なつてさしつかえないが、長期間を具体的に示すと、少なくとも「一年を超える期間をいうもの」として取り扱われたい。

資産の活用

老人または身体障害者のみによって構成されている世帯であっても、電話がなければ日常生活に著しく支障をきたす場合は、電話の保有を認めることとしたこと。（課第3の9）

（解説）

従来の取扱いは、重度の身体障害者、寝たきり老人等で電話が他との唯一の連絡手段であり、電話がなければ日常生活に著しく困難をきたす場合に当該地域の普及率が低い場合であつても社会通念上処分させることを適当としないうるとして電話の保有を認めることとされていたが、今回の改正により、老人または身体障害者のみによって構成されている世帯であっても電話がなければ日常生活に著しく困難をきたす場合は、当該地域の普及率が七〇％にも満たない場合であっても次官通達第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないうる」として電話の保有を認めることとした。すなわち、電話の保有の範囲を拡大した。具体的にいうと電話の保有は、ハン

ディの大きい重度の身体障害者及びねたきり老人等への認められていたが、それを軽度身体障害者または一般の老人のみによって構成されている世帯についても認めることとしたことと、従来、電話が唯一の連絡手段である場合にのみ電話の保有を認めていたものを日常生活に著しく困難をきたす場合にも認めることとした。

このように改正した趣旨は、社会的ハンディキャップを有している老人または身体障害者のみによって構成されている世帯の処遇の充実を図るためである。

老人または身体障害者のみによって構成されている世帯とは、当然のことであるが、老人のみの世帯、身体障害者のみの世帯及び老人と身体障害者のみによって構成されている世帯をいうものである。

ここでいう老人世帯とは、男女ともおおむね六五歳以上（老人福祉法の収容措置年齢に準じて取り扱うこととする。）の者によって構成されている世帯である。また、身体障害者世帯とは、身体障害者福祉法に基づいて身体障害者手帳が交付されている者によって構成されている世帯である。ただし、身体障害者手帳を交付されている者の中には、一般人と比べほとんどかわりない軽度の身

体障害者もいるので、電話の保有の認定にあたっては、他の者から批判されないよう留意して行なつて頂きたい。

老人または身体障害者のみによって構成されている世帯等の等とは、老人または身体障害者のみによって構成されている世帯に準じている世帯をいうものである。したがって、そのような観点から保護の実施機関が判断して認定してさしつかえないが、参考までに例示すると次のような世帯が考えられる。

ア 老人と長期重病在宅患者のみの世帯（重病在宅患者であるかどうかを判断するにあたっては、嘱託医の意見に基づいて認定すること。）
イ 老人と精神薄弱者のみの世帯（ここでいう精神薄弱者とは、知能指数（IQ）が七五以下の者をいう。）
ウ 老人と未成熟の子のみの世帯（未成熟の子とは、中学三年以下の子を含む。）
エ 身体障害者と長期重病在宅患者のみの世帯
オ 身体障害者と精神薄弱者のみの世帯
カ 身体障害者と未成熟の子のみの世帯

老人または身体障害者のみによって構成されている世帯が、それらの

者のみによって構成されなくなった場合、例えば、老人と壮年の長期重病在宅患者のみの世帯で、長期重病在宅患者が治癒した場合とか、老人と未成熟の子のみの世帯で、未成熟の子が未成熟の子でなくなった場合に電話の保有を認めることができるかどうかということであるが、永続的に老人または身体障害者のみによって構成されている世帯等になるおそれがある場合は、継続して保有を認めることとしてさしつかえない。

老人または身体障害者のみによって構成されている世帯が扶養義務者等から仕送りされた電話の設置のための費用は、次第7の3の(2)のイの(1)の仕送り、贈与等による収入でいう「社会通念上収入」として認定することと適当としないうるものとして取り扱つてさしつかえない。ただし、扶養義務者から仕送りされた場合は、通常期待すべき扶養の程度をこえて電話設置費用に相当する額を一時的に援助される場合であつて被保護者が電話を設置する場合に限られる。

なお、老人または身体障害者によって構成されている世帯が、月賦等

の生活費からのやりくりによって設置費用をまかない、電話の新設をしてさしつかえないことはいうまでもないことである。

扶助義務の取扱い

相対的扶養義務者に関する調査の範囲を縮小することとしたこと。（局第4の1の(1)のイ）

（解説）

相対的扶養義務者（正確には、家庭裁判所の審判を受けた者に限らず、扶養義務者となる可能性のある者）について、家族法の進行、国民の扶養意識の変化等に対応してその調査範囲を縮小することにより、国民生活の実態に合わせることにした。局第4の1の(1)のイの(1)及び(2)を削除したのは、これらの条件のみでは相対的扶養義務者の要件である「特別の事情がある場合」に該当しないものとするこれまでの判例等によるものである。

最低生活費

（一）基準寝具設備の承認されていない病院または診療所の入院患者が寝具の貸与をうけなければならない場合には、必要最少限度の実費を支給することとしたこと。（局第6の2の(1)の力）

（解説）

現在、寝具の借上料の実費支給

従来、小学校、中学校に入学する児童、生徒についてのみ入学準備金を支給することとしていたが、学校教育法による義務教育の猶予又は免除を受けた精神薄弱児通園施設入所児にも小学校に入学する児童とみなして支給することとした。入所児も小学校に入学するのと同様の費用が必要であるため新たに認めることとしたものである。

この精神薄弱児通園施設に入所する児童に対して支給する入学準備金の額は、入所生すべてについて小学校入学時に支給される額五、五〇〇円の範囲内で認定することとしてさしつかえない。

上記に述べたように精神薄弱児通園施設に入所する児童は、学校教育法による就学義務の猶予又は免除を受けた児童とされているので六歳以上の者が対象であるが、実際には、六歳未満の者も数例程度入所しているのが実情である。そこで、これらの者に対して入所のための準備金を支給することができるかどうかというところであるが、同じ通園施設入所児で六歳以上の児童については支給され、それ以外の児童については支給されないということは、バランスの上からも問題であるので、特に認める取扱いとせずしつかえない。

支給時期は、入所児が入所する際、何時入所してもさしつかえないものである。

（出教材代の実費支給として格技用具及びスキー用具も認めることとしたこと。）（告別表第2の2、局第6の3の(2)）

（解説）従来、教材代として実費支給を認められていたものは、教科書に準ずる正規の教材であった。具体的には、副読本の図書、ワークブック及び和洋辞書であったが、一時的な多額の教育費の支出実態に対応させるため教材代として教科書に準ずる正規の教材代にほかに正科の用具代も含めることとした。ここでいう正科の用具とは、格技の用具及びスキー用具であるが、格技の用具とは、剣道用具、柔道着及び相撲のまわしである。剣道用具として容認される品目は、面、胴、垂、小手、竹刀、剣道着及び用具袋であり、スキー用具としては、板、金具、ストック、靴及び手袋である。

（出補修費等住宅維持費の額を大幅に引き上げたこと。）（告別表第3の1、局第6の4の(2)のイ）

（解説）補修費等住宅維持費の一般基準限度額は、年額一〇、〇〇〇円であったが、これを三〇、〇〇〇円に引き上げた。

上げた。また都道府県知事の承認を得て設定することができるとする特別基準額の限度額二〇、〇〇〇円（年額）を五〇、〇〇〇円に引上げた。このように大幅な引上げを行なうこととしたのは、人件費、諸材料の高騰に対応させるとともに事務合理化のために行なったものである。

（出被保護世帯が月の途中で転居した場合の住宅費についても転居前及び転居後のそれぞれの家賃、間代について一カ月分の基準額の範囲内で認定することができることとしたこと。）（局第6の4の(1)のイ）

（解説）保護受給中の単身者が月の途中で病院等に入院若しくは入所し、又は病院等から退院若しくは退所した場合においてのみ日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、一カ月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を計上してさしつかえないこととされていたが、家賃、間代の支払実態をみるに丸一カ月分の家賃を支払う慣習があり、そのうえ借家、借間を確保するには、月の途中で契約しないといふことができない実態がある。そこで、それらに対応させるため被保護者が真に必要な額を得ない事情により月の途中で転居した場合であって日割計算による家賃、間代のこととした。

額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代についても、それぞれ一カ月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定してさしつかえないこととした。

（ここでいう当該転居が真に必要な額を得ない事情とは、月の途中で入居しなければ住宅確保が困難であるとか、あるいは、就労条件に恵まれない地域に居住している者が実施機関の指導により当該地域を離れて新規就労するため転居しなければならぬ場合等のような特別の事情がある場合をいうものである。）

（保護の開始、廃止の場合における住宅費の認定にあたっては、この日割計算による家賃、間代の額をこえて認めることはできない。法による扶助は、保護を受けていない期間まで認めることはできないからである。ただし、被保護者が他の実施機関の管内に転居する場合、開始、廃止で処理される場合には、前述の月の途中で転居、入居した場合に準じた取扱いで行なうこととしてさしつかえない。）

（出住宅扶助における敷金の特別基準設定の権限及び要件認定を福祉事務所長（要件認定の一部については、都道府県知事）に権限委譲することとしたこと。）（局第6の4の(1)）

の才、課第4の30）

（解説）従来、敷金の特別基準設定は、都道府県知事の承認を得て行なうこととされていたが、事務合理化を図る意味で福祉事務所長が特別基準の設定があつたものとして認定してさしつかえないこととした。

また、上記の設定権限の委譲と同様の趣旨で敷金の特別基準設定の要件認定についても都道府県知事が承認を行なうこととされていたものを、福祉事務所長が認定することとし、厚生省社会局保護課長に対して協議することとされていたものについては、都道府県知事の承認を得ればよいこととした。

（出敷金基準の特例に関する取扱いは設けたこと。）（課第4の30）

（解説）敷金は、家賃、間代の特別基準限度額（局第6の4の(1)のイ）に三を乗じて得た額の範囲内で認定することとされていたが、この敷金では、地域によっては不足するケースが予想されるので、例外的に何らかの方法を講じようとする必要が根拠規定を設けたものである。具体的方法については、別途検討を経て該当の地域にこの連絡する予定である。

（出出産扶助基準居宅分焼基準について特別基準を設定することとしたこと。）

と。（局第6の6の(1)）

（解説）出産扶助基準の居宅分焼基準については、従来、一般基準（八、〇〇〇円（一級地））のみ認められ、特別基準は認められなかったが、居宅分焼費用の支出実態に対応させるため今回特別基準で一四、〇〇〇円の範囲内で認めることとした。

これに伴い、従来、居宅分焼による双生児の出産の費用は、一六、〇〇〇円（一級地）の範囲内で認められていたが、それを二八、〇〇〇円の範囲内で認めることとした。

また、他の傷病で入院中に分娩した場合に適用される分娩費は、従来、一般基準内（八、〇〇〇円以内）で認められていたが、居宅分焼基準の特別基準の設定に伴い居宅分焼基準の特別基準の範囲内（一四、〇〇〇円以内）の額で認めることとした。

なお、もく浴料の控除額は、居宅分焼基準の特別基準額が適用される場合でも、一般基準（居宅分焼基準）のもく浴料を認定することとした。

（出葬祭扶助基準の遺体運搬料を四、〇〇〇円まで認めることとしたこと。）（告別表第7の3）

（解説）葬祭に要する費用の額が基準額を

こえる場合に遺体運搬料は、五〇〇円から二、〇〇〇円まで実費であつたが、遺体運搬料の支出実態に対応させるため、それを五〇〇円から四、〇〇〇円まで実費とすることとした。

（解説）薪炭の自給認定を廃止することとしたこと。

（解説）薪炭の自給認定を廃止した理由は、社会生活の変動に対応させるとともに事務の合理化にも対応させるためである。すなわち、従来燃料は、薪炭によっていたがプロパンガス及び都市ガスに移行してきている。これを統計数値で見ると昭和四十五年の通産省調査によると都市・プロパンガスの普及率は、全国で九八％となっており、また、被保護世帯の薪炭の自給世帯の年次推移（保護課調べ）をみると、昭和四十年に薪炭を自給している世帯一〇〇に対して昭和四十五年には、二一となっている。

薪炭の自給認定の廃止に伴い自給用山林の保有は、認める必要性が薄れてきたが、現に活用され、処分価値が小さいものであつて、それを保有することがその地域の低所得階層との均衡を失ふ場合は、容認し

（解説）薪炭の自給認定を廃止することとしたこと。

（解説）薪炭の自給認定を廃止した理由は、社会生活の変動に対応させるとともに事務の合理化にも対応させるためである。すなわち、従来燃料は、薪炭によっていたがプロパンガス及び都市ガスに移行してきている。これを統計数値で見ると昭和四十五年の通産省調査によると都市・プロパンガスの普及率は、全国で九八％となっており、また、被保護世帯の薪炭の自給世帯の年次推移（保護課調べ）をみると、昭和四十年に薪炭を自給している世帯一〇〇に対して昭和四十五年には、二一となっている。

収入の認定

（出野菜の自給分については、金銭換算し、農業収入として取り扱うこととしたこと。）また、魚介の自給についても金銭換算し、農業以外の事業収入として取り扱うこととしたこと。（局第7の1の(2)のイ、局第7の1の(3)のイ）

（解説）野菜の自給分の取扱いは、野菜の自給分については、自給額として認定されていたが、事務合理化、適正な認定、自給者の処遇の充実を図るためこれを金銭換算し、農業収入として認定することとした。

具体的には、金銭換算率の野菜の額に自給割合を乗じて得た額を収入とみなしそれを認定することとしたこと。

ことである。したがって、野菜の農業収入は、従来、売却額から生産必要経費を差し引いて得た額であったものを、この自給認定の廃止に伴い売却額に野菜の自給分を金銭換算した額を加えたものから生産必要経費を差し引いて得た額とすることとした。

野菜の自給分を金銭換算する場合に金銭換算表の野菜の額に自給割合を乗じて算定することとしたが、この自給割合の算定にあたっては、農業協同組合、民生委員及び改良普及員の意見を聴取するとともに当該地域の食生活及び自給の実態等を把握してそれらを十分勘案して行なうこととされた。その際、補助的に参考とすべき資料として農家生計費調査、家計調査などがあるがそれらも十分活用して行なうべきである。

従来、野菜の自給分の生産必要経費は、自給認定額の二〇〇分の額が認定され、売却部分については、福祉事務所が実態をふまえて定めた率によって認定されていたが、自給分も農業収入として認定することとしたことに伴い自給分、売却分ともに福祉事務所が実態をふまえて定めた率によって認定することとした。

また、自給分を農業収入として認定し、勤労収入として取り扱うこととしたため勤労控除が全面的に適用

されることとなった。

イ 魚介自給分の取扱
従来、魚介の自給分については、野菜の自給分と同様、自給額として認定されていたが、これを金銭換算表の魚介の額に自給の割合を乗じて得た額を収入とみなし農業以外の事業収入として認定することとした。

したがって、魚介収入は、魚介の売却額に魚介の自給分を金銭換算した額（金銭換算表の魚介の額に自給の割合を乗じて得た額）を加えそれから必要経費を差し引いて得た額である。

ウ 自給認定の廃止に伴うその他の取扱
入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額は、従来、第一類の表に定める飲食費の額及び第二類の表に定める燃料費の合計額を計上することとされていたが、野菜、魚介及び薪炭の自給認定の廃止に伴い、自給認定表を削除したため、その額は、第一類の経費に七五割を乗じて得た額（居宅基準生活費の飲食費相当分の額）及び第二類の表に定める基準額に二〇〇割を乗じて得た額（居宅基準生活費の燃料費相当分の額）を計上することとした。すなわち、飲食費相当分の額は、第一類の経費の中に七

五割、燃料費相当分の額は、第二類の経費の中に二五割含まれていることである。

人工業費が算定される者の飲食物費や給食付で稼働収入を得ている場合の収入として認定する飲食物費の額の算定にあたっては第一類の経費に七五割を乗じて得た額とすることとした。

従来、就労先から支給された野菜、魚介とも自給額として認定していたが、自給認定の廃止に伴い就労先から支給された野菜は、農業収入の認定の例により認定し勤労収入とすることとした。また、就労先から支給される魚介についても農業以外の事業収入の認定の例により認定し、勤労収入とすることとした。したがって、この収入についても勤労控除が適用されることとなった。

他からの仕送り、贈与等による野菜、魚介については、従来自給額として認定されていたが、自給認定の廃止に伴い他からの仕送り贈与等による野菜は、農業収入の認定の例により認定し、仕送り贈与等による収入として認定することとした。また、他からの仕送り贈与等による魚介は、農業以外の事業収入の認定の例により認定し、仕送り贈与等による収入として認定することとした。

従来、保護の程度及び程度の決定

認められない。ただし、幼稚園については、保育所が利用できる場合であっても、かつ、幼稚園教育の普及している地域で通園することが近隣との均衡を失しない場合に限り得るものである。

支度費の限度は、必要最少限度の額（四、〇〇〇円程度の範囲内）を認定することとする。また、必要経費として控除する月割の期間は、三ヶ月程度以内で認めよう。

就労に必要な原動機付自転車を購入する場合、その購入費用を就労に伴う必要経費として認定して差しつかえないこととしたこと。（課第6の23）

必要経費として認定される車は、自転車のみであったが、稼働者の勤労意欲の向上及び交通不便な山間部等に居住する勤労者に対処するため中古原動機付自転車も認めることとした。

ここで認められる中古原動機付自転車の総排気量は、原則として五〇cc程度とするが、山間部などで特に必要があると認められる場合は、九〇ccまで認めることとして差しつかえない。

また、中古原動機付自転車の購入額の容認額は、新車の半額程度で認めることとして頂きたい。

は、当該世帯について認定した最低生活費と自給額に収入を加えたものとの対比によって行なうこととされた。したがって、自給認定の廃止に伴い最低生活費と収入との対比によって行なうこととなった。

（世帯の自立更生を目的とするため収入として認定しない取り扱いにおいて高等学校での修学にあてられる場合は、必要最少限度の額まで認めることとしたこと。（課第6の40）

（解説）
自立更生のための高校修学費の額は、日本育英会法に基づく特別奨与奨学金の額（三、〇〇〇円）であったが、高校教育費の支出実態に対応させるため修学のために必要な最少限度の額とした。

修学のために必要な最少限度の額の認定にあたっては、父兄の負担する教育費調査（文部省）等の客観的資料に基づいて適正に行なうべきである。

なお、参考までに述べると過去数年間の父兄の負担する教育費調査結果に基づいて国公立高等学校教育費を推計すると昭和四十六年度においては、五、五〇〇円（月平均）程度の経費の支出の実態になるものと思われる。

（業種別基礎控除の額は、就労日数が少ない場合であっても就労につ

原動機付自転車の保有のための必要経費としては、修理代、燃料費、自賠法に基づき自動車損害賠償責任保険の保険料、軽自動車税及びヘルメット代を認めて差しつかえない。

ただし、貧困によって生活のため公私の扶助を受ける場合に市町村条例によって軽自動車税の免除制度を設けている場合があるが、その制度がある場合は、必要経費として控除することは認められない。

この必要経費を控除する月割期間は、推定償却期間内で認定することとされた。

なお、被保護者が行商等あらたに生業を開始する場合で生業費支給の要件を満たす場合には、当該職業に必要不可欠とする原動機付自転車を生業扶助の対象とすることができるとは、いうまでもないことである。（保護課）

先月号より左記の方々が担当されています。

者厚生省社会局	角田耕一
筆更正課長	
執京都府民生委員	尾谷竜山
脈協議会会長	
水大阪府立社会事業	右田紀久恵
短期大学助教授	
東京都中央	村田松男
児童相談所長	

非稼働者の場合、除却

また、老人、身体障害者などの社会的なハンディを有する稼働者の処遇充実のためこれらの者が就労について十分努力している場合は、一区分上位の月間就労日数に対応する率を適用して認定することとして差しつかえないこととした。

ここでいう老人とは、男女ともおおむね六五歳以上の者をいい、身体